

小山市中小企業新製品新技術研究開発事業補助金について

Q：対象者はどのようなものですか？

A：単独又は中小企業や大学等研究機関との共同で新製品、新技術及びそれらに関する販路拡大の研究開発を行う市内中小企業者になります。

Q：対象事業はどのようなものですか？

A：新製品、新技術及びそれらに関する販路拡大の研究開発事業で、以下の場合を除きます。

【対象外となる事業】

既に完了している研究開発、大部分が外部委託であるもの、設備導入が主な目的である場合、製品の量産化に過ぎない場合等。

Q：対象経費はどのようなものですか？

A：原材料の購入費、機械装置の購入に要する経費、外注加工及び技術指導の受け入れに要する経費、図書購入費、外部コンサルタント委託費等です。

Q：補助率はどれほどですか？

A：対象経費の2/3以内（限度額200万円）になります。

Q：補助金の公募期間はいつですか？

A：市のホームページや広報等でご案内いたします。

Q：申請後の流れについて教えてください。

A：申請者様にはその後開催される審査認定委員会にて事前にご提出いただいた申請書を基に内容説明をしていただきます。プレゼンテーションの様式は問いません。時間は20～30分程度になります。